平成30年度障がい者虐待防止対策支援事業実施報告

1 目的

障がい者虐待の問題や権利擁護について、地域における福祉関係機関従事者等の理解を深めることにより、障がい者の虐待防止や早期発見と適切な支援に役立てることを目的とする。

2 対象事業

- (1) 虐待時の対応のための体制整備
- (2) 障がい者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施
- (3)専門性の強化
- (4) 連携協力体制の整備
- (5) 普及啓発 その他地域の実情に応じて実施する事業

3 事業内容及び手法

● 障がい者虐待防止・権利擁護事業:弁護士と社会福祉士による研修会を開催

実施日時	対象及び参加者数	内容
		① 講話
H31.2.27 (水) 13:30~16:00		「障がい者の虐待防止と権利擁護について」
	│ │·相談支援専門員	~弁護士と社会福祉士の立場から~
	・障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設職員・社会福祉協議会管理者 等	講師
		弁護士:吉村 紀行 氏
		(弁護士法人たいよう松山事務所)
	│ │·福祉課職員(障害福祉係)	社会福祉士:武田 行雄 氏
	計 67人	(障がい者相談センター イニシアテイブ)
		② 質疑応答
		③ アンケートの実施
1		

4 事業成果(気づき・学び)

- ・法的根拠に基づいた虐待防止対策について学び、その基本的視点と考え方について 認識を深めることができた。(早期発見の責務等)
- ・虐待(疑い)の判断については、福祉関係者においても認識が薄い現状があった。 ⇒虐待防止対策に関する継続的な周知・啓発活動や日ごろからの相談しやすい関係 づくりが必要
- ・事業所等管理者に対して、職員間の支援の質(支援力やチームアプローチ等)の向上等、組織としての取り組みの必要性について啓発する機会となった。
- ・市障がい者虐待防止センター体制の充実(対応力の強化)